平成29年6月1日改定

個人情報開示等請求書

					平成	年	月	日
株式会社総合広告社								
,	代表取締役 平	賀光明	殿					
		(ふりがな)						
		氏名					I	印
		住所又は	居所 〒					
					電話	()		
-	貴社の保有する個人情報について、下記のとおり保有個人情報の開示等を請求します。 							
	記 1 開示等を請求する保有個人情報(具体的に記載してください。)							
1	開示等を請求	する保有個	人情報(具体)	的に記載し	てください。	,)		
_								
2	求める開示等の実施方法等(<u>本欄の記載は任意です。)</u> ア)又はイ)に○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望							
	ファスはイアにOpeで行ってくたさい。アを選択した場合は、天旭の方伝及の布室 日を記載してください。							
	ア) 貴社の事		る開示等の実施	布を希望す	<u></u> る。			
		方法> 口			•			
			その他()		
		第望日> 平		月	目			
	イ)写しの送	付を希望する	5.					
3	手数料	田一 一 少 火小	D. T. 도립네셔드시아	In 1	本 /文曲	和压加人	たた ノミューロイ	20Ш.⊁
	<u> </u>		トは原則無料゙ ・は、実費をレ	, , ,		對 便科金	寺か1,00	10円を
4	本人確認等	<u> </u>	101 77 2 2 1	. /2/200	× / 0			
	ア) 開示等請		本人		.			
			法定代理人(第 任意代理人()			成年後見人	()	
	イ) 請求者本		上高八生八〇					
	□運転免許		東保険被保険					
	□任留ガー □その他(注者証明書又は	はこれらの)	青頬とみなる	れんの外国ノ	(全球証り	力昔
			求をする場合に	には、加え	て住民票の写	こしを添付し	してくださ	えい。
	 ウ) 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)							
			成年者(年被後見	人
	(ふりがな	:)						
	② 本人の		=					
		住所又は居所						
			5場合、次のV □戸籍謄本(は提出して	ください	
	明小貝俗馆		□ □ だ 間 □ 登記事項証			易合)		
	1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		□その他()		
	オ)任意代理人とを証明す		場合、委任され 証等の本人確					
	_ この間で19	マスキャンロロ	世立ったがに		, しい 次子でリ	~1, 作用	\cup \setminus \setminus \setminus \setminus	_ v o

PMS 様式 032 個人情報開示請求書(説明)

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示等決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示等請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示等を請求する保有個人情報」

開示等を請求する保有個人情報が記録されている個人情報ファイルの名称など、開示等等請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示等の実施方法等」

開示等を受ける場合の開示等の実施の方法について、希望がありましたら記載してください。 なお、ご希望の方法に対応できない場合がありますのでご了承ください。

4 「手数料」について

開示等に関する手数料は、原則無料です。ただし、当社担当者が交通機関を利用して持参等の場合には、交通費実費をいただきます。又、郵送の場合、簡易書留を利用して送付し、郵便料金の実費をいただきます。ただし、実費の合計が1,000円以下の場合は無料です。1,000円を超える場合は、その場でお支払いただくか、そうでない場合は、請求書をお送りしますので、当社の銀行口座に振り込んでください。振込手数料は、ご本人の負担とさせていただきます。

5 「本人確認書類等」

(1) 当社窓口来所による開示等請求の場合

当社窓口に来所して開示等請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出していただきます。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、苦情・相談窓口に事前に相談してください。

(2)送付による開示等請求の場合

個人情報開示等請求書を送付して開示等請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、送ってください。

(3) 法定代理人による開示等請求の場合(来所・送付)

法定代理人による開示等請求の場合、「本人の状況等」欄に記載してください。 事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示等請求をする場合には、法定代理人自身に係る5(1)に掲げる書類又は5(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示等請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示・提出(送付)してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(4)任意代理人による開示等請求の場合(来所・送付)

「本人の状況等」欄の記載は必要ありません。

任意代理人が開示等請求をする場合には、委任されていることが分かる書面及び任意代理人本人であることを証明する運転免許証等の本人確認書類又はそれを複写したものを提示・提出(送付)してください。

6 「本人確認書類等」に機微情報が含まれている場合

「本人確認書類等」に機微情報(a)思想、信条及び宗教に関する事項、b)人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項、c)勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項、d)集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項、e)保健医療及び性生活に関する事項)が含まれている場合、事前に黒く塗りつぶしてください。